

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00815

国 名：インドネシア

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調達件名：ASEAN共同体東南アジア ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発
支援プロジェクト（官民連携によるフードバリューチェーン開発戦略
策定）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（1） 担当業務：官民連携によるフードバリューチェーン開発戦略策定業務

（2） 格付：2号

（3） 業務の種類：専門家業務

（4） 全体期間：2026年2月上旬から2026年12月下旬

（5） 業務人月：6.00

（6） 業務日数：

- ・第1次 準備業務 3日、現地業務 25日、整理業務 7日
- ・第2次 準備業務 3日、現地業務 35日、整理業務 7日
- ・第3次 準備業務 20日、現地業務 30日、整理業務 20日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

2. 業務の背景

多くの東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟諸国において農業は主要な雇用機会・収入の源であり、食料安全保障及び栄養改善の観点からも依然重要セクターの一つですが、人口増加、高齢化社会、気候変動、経済のグローバル化、急速な技術革新等、多様な課題に直面しており、これらがフードバリューチェーン（以下、FVC）に不安定さと複雑さを与えており、この認識のもと、域内の持続的

かつ強靭な農業開発と食料システムの実現を目指し、国際協力機構（JICA）と ASEAN は「FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進」を目標に掲げた「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト（AJFVC）」を実施中です。 AJFVC は、日 ASEAN 技術協力協定に基づく技術協力プロジェクトで、協力期間は 2024 年 1 月からの 3 年間です。プロジェクト目標達成のため、以下の 4 つの成果が設定されています。

成果 1 : ASEAN 加盟各国の GAP (Good Agricultural Practices) 導入および ASEAN GAP 促進のための措置が検討される

成果 2 : ASEAN 加盟各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力が強化される

成果 3 : GAqP (Good Aquaculture Practices) の促進と検査メカニズムに関するガイドラインおよび関連方針の作成により水産セクターにおける食の安全性が向上する

成果 4 : 官民連携 (Public Private Partnership, 以下、「PPP」という) による FVC 振興の戦略が検討される

このうち、本件業務は成果 4 に関連するものです。

3. 期待される成果

PPP を活用した FVC 振興の戦略案が作成される。戦略案は、ASEAN 農林水産担当高級事務レベル会合 (SOM-AMAF) の承認を経て、ASEAN 内で共有されることが期待されます。

4. 業務の内容

本業務従事者は、AJFVC の長期専門家チームと協力し、ASEAN 事務局食料農業林業課 (ASEC/FAFD) の調整を介して、加盟国のカウンターパート (C/P) との共同作業を通じて、プロジェクトの成果 4 を達成するために必要な業務を担当します。各国における C/P は、主としてアセアン農協作業部会 (ASWGAC) のメンバーを想定しています。

本業務の中核をなすのは、FVC 開発の観点から官民連携に取り組んできた ASEAN 加盟国における事例のケーススタディーを行うこと、並びにその結果の分析から効果的な官民連携を実現するために公的セクターが果たすべき役割を整理して政策提言書にまとめることです。その際、日本をはじめとする他の国や地

域の事例も参照することとします。

政策提言書は加盟国を対象としたワークショップを経て最終化し、ASWGAC を通して ASEAN に提出して承認を得ることを目指します。加盟国におけるケーススタディーでは、JICA が契約する現地のコンサルタント、シンクタンクが情報収集にあたるので、本業務従事者は調査の枠組み作り、情報の分析などで当該コンサルタント等と協力して業務を実施することになります。

具体的担当事項は次のとおりです。

(1) 第1次準備業務 (2026年2月初旬)

- ① 既存の ASEAN の関連文書、JICA 報告書、他ドナー報告書、等を参考し、ASEAN 域内の FVC 開発における PPP の活用に関する現状と課題を把握する。併せて、ASEAN への事業展開を志向する日本企業の動向や具体的な事例についてもその概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部（及び、必要に応じて同民間連携事業部など）と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン案（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。

(2) 第1次現地業務 (2026年2月上旬～2026年3月初旬)

- ① 現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプラン案について協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD にワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
- ② 長期専門家が中心となって開催する ASEAN 加盟国向けのインセプション会議（オンライン）の準備を支援する。
- ③ 関連分野で ASEAN に協力する他ドナーの関係者等（GIZ、我が国農林水産省、JETRO、等）と面談して情報を収集する。
- ④ インセプション会議に参加して、ASEAN 加盟国の C/P に業務の実施方針・計画を説明する。
- ⑤ インセプション会議で出た意見を考慮して、必要に応じて計画を見直す。
- ⑥ ケーススタディーで現地情報を収集するローカルコンサルタント等の TOR や取り上げるケースの選定基準づくり（原案は長期専門家チームが作成する予定）に協力する。
- ⑦ 加盟国 C/P に、ケーススタディーの対象案件を提案するよう依頼する。

(3) 第1次整理業務（2026年3月上旬）

- ①インセプション会議で取り上げられた ASEAN 各国に事業展開する我が国企業数社を訪問し、海外展開への期待、PPP を実践するにあたって直面する課題、展開先国の政府等公的セクターへの要望、等をヒアリングする。
- ②第1次現地業務結果、並びに①の結果を現地業務結果報告書（英文）としてまとめ、JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次準備業務（2026年4月下旬）

- ①加盟国から推薦された PPP の事案の内容を確認し、取り上げるべき事案をショートリスト化する。
- ②ケーススタディーの具体的な実施方法を検討する。
- ③関係者と協議のうえ、ケーススタディーの対象案件と具体的実施方法を確定する。
- ④最終成果品である政策提言書の構成案を検討する。
- ⑤第2次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。

(5) 第2次現地業務（2026年5月上旬～2026年6月上旬）

- ①現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプランについて協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD にワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
- ②ローカルコンサルタント等に調査方法を説明する。
- ③ケーススタディーを実施する国（3か国程度）にインドネシアから渡航し、調査を実施する。
- ④C/P を対象に、活動の進捗状況をオンライン会議で説明、コメントを聴取する。
- ⑤ケーススタディーのモニタリング方法について長期専門家と協議し、決定する。

(6) 第2次整理業務（2026年6月中旬）

第2次現地業務の現地業務結果報告書（英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(7) 第3次準備業務（2026年9月上旬～2026年9月下旬）

- ①ローカルコンサルタント等による調査結果を確認し、要すれば追加情報の収集を依頼する。
- ②ローカルコンサルタント等の現地調査結果を、全体の体裁を整えて事例調査報

告書（最終の政策提言書の添付資料となる）の形にまとめる。

- ③②の報告書の内容を分析し、政策提言書に反映すべき教訓、提案を抽出、政策提言の1次ドラフトを作成する。
- ④ケーススタディーの結果報告、政策提言書案の発表と協議を主たる内容とするファイナルワークショップ（オンライン）の計画をたて、コンセプトノートにまとめる。（コンセプトノートは長期専門家チームが ASEC/FAFD の承認を取り付け、招請状を関係者に発出する）。
- ⑤第3次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。

（8）第3次現地業務（2026年10月上旬～2026年11月上旬）

- ①現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプランについて協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD にワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
- ②長期専門家チームと協力して事例調査報告書を最終化し、ASEC/FAFD の承認を取り付ける。
- ③政策提言書の1次ドラフトの内容を、長期専門家チームと協議し、2次ドラフトを作成する。
- ④ケーススタディーの結果報告、政策提言書2次ドラフトの発表と協議を主たる内容とするファイナルワークショップの開催を準備する。
- ⑤ファイナルワークショップを開催し、ケーススタディーの結果報告、政策提言書2次案を発表する。政策提言書案について C/P 等ワークショップ参加者と協議し、コンセンサスを作る。
- ⑥ワークショップの結果をまとめ、参加者に共有する。ワークショップの結果を範囲して政策提言書3次ドラフトにアップデートし、C/P に送付する。更なるコメントがあればフィードバックするよう C/P に依頼する。

（9）第3次整理業務（2026年11月下旬～2026年12月中旬）

- ①第3次現地業務の現地業務結果報告書（英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ②C/P からのフィードバックを反映し、AJFVC 専門家と協力して政策提言書を最終化する。同政策提言書を ASEC/FAFD に提出する。
- ③専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通りです。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	FAO 報告書等の事例を踏まえた農業分野における PPP のケースの分類方法（タイプ分けの種類）	4. 業務の内容 (1) 第1次準備業務
2	ケーススタディーで取り上げる事例を選定する際に重視すべき観点・クライテリア	4. 業務の内容 (2) 第1次現地業務、(3) 第1次整理業務、(4) 第2次準備業務
3	政策提言書が加盟国で活用されるための工夫	4. 業務の内容 (7) 第3次準備業務

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	官民連携促進に係る各種業務
対象国及び類似地域	ASEAN 及び全世界
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワークプラン	業務開始より 2 週間以内	JICA 経済開発部	—	英語	電子データ
業務進捗報告書	3 回の現地業務終了のタイミング	JICA 経済開発部	—	英語	電子データ
事例調査報告書 (政策提言書含む)	業務完了報告書と同じタイミング	JICA 経済開発部	—	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、ラマダン明けの休日など、加盟国の祝日を考慮の上、提案してください。なお、第2次現地業務の整理の一環として、7月に開催されるであろう ASWGAC の年次会合での発表に協力いただく可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、以下の AJFVC 長期専門家です（いずれも 2027 年 1 月 14 日まで派遣中）。

ア チーフアドバイザー

イ 國際機関連携／業務調整

(2) 参考資料

① 本業務のプロポーザル作成にあたっては、以下の資料を適宜参照して下さい。

- ASEAN 2015: Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016–2025)
[Vision and SP-FAF final.pdf](#)
- ASEAN 2017: ASEAN Public-Private Partnership Regional Framework for the Technology Development in the Food, Agriculture and Forestry (FAF) Sectors
[18.-ASEAN-PPP-Framework-FAF.pdf](#)
- ASEAN 2018: The ASEAN Guidelines on Promoting Responsible Investment in Food, Agriculture and Forestry
[2018-ASEAN-Guideline-Responsible-Investment-FAF.pdf](#)
- FAO 2016: Public-private partnerships for agribusiness development
[Public-private partnerships for agribusiness development - A review of international experiences](#)
- Center for Indonesian Policy Studies 2021: Promoting

Constructive Agriculture and Food Investment in ASEAN
Promoting constructive agriculture and food investment in ASEAN

②本業務に関する以下の資料はJICA経済開発部農業農村開発第一グループから配付しますので、希望する場合はedga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- Draft Food, Agriculture and Forestry Sectoral Plan 2026-2030(FAF-SP 2026-2030)
- Project Monitoring Sheet (提出版ver.1～ver.3、ドラフト版ver.4)

③本業務に関する以下のJICA報告書がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- アジア地域 ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12358289.pdf>
- ASEAN共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12375424.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年1月7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年1月19日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：東南アジア地域 ASEAN 共同体 ASEAN JICA フードバリューチェーン 開発支援プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：22a00786）の受注者（合同会社適材適所）および同業務の業務従事者
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------|------|
| ①類似業務の経験 | 40 点 |
| ②対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③語学力 | 16 点 |
| ④その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単

価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。ただし、ローカルコンサルタントとの打ち合わせのための出張に伴う第3国への渡航に係る航空賃は AJFVC の在外事業強化費から支弁しますので、見積書への計上は不要です。

(2) 現地での活動に必要な経費

以下に記載の経費については、AJFVC の在外事業強化費から支払う予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費（通勤を除く業務用）
- ・消耗品費（文房具等購入費）
- ・通信・運搬費（携帯電話通信費）
- ・資料等作成費（作成資料印刷費）
- ・雑費（各種ミーティング、ワークショップ開催費）

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：インドネシアにおける活動については、AJFVC 専門家チームがアレンジに協力し、極力同行します。
- カ) 執務スペースの提供：ASEAN 事務局内にある AJFVC プロジェクトオフィス（インターネット環境有）

12. 特記事項

(1) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることがあります。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

【別紙】

作成日：2023年3月7日

変更日：2025年3月12日

業務主管部門名：経済開発部

課名：農業・農村開発 1G1T

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations, ASEAN）

案件名：(和名) ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト
(英名) ASEAN-JICA Food Value Chain Development Project

2. 事業の背景と必要性

(1) ASEAN 地域における農業セクター／開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東南アジア地域の加盟 10 力国からなる ASEAN 地域では、経済成長に伴う中間層の拡大から食に対する消費者ニーズが多様化・増大しているにもかかわらず、消費者ニーズに合った農産物及びその加工品を十分に生産、供給できていない。その結果として、食需要の多様化・増大というチャンスが小規模農家の農業所得向上、地域雇用の創出に繋がらず、農村部住民の生計が向上しない状況にある。多くの ASEAN 加盟諸国において農業は主要な雇用機会・収入の源であり、食料安全保障及び栄養改善の観点からも依然重要セクターの一つといえる。一方で、農業セクターは人口増加、高齢化社会、気候変動、経済のグローバル化、急速な技術革新等、多様な課題に直面しており、これらがフードバリューチェーン（以下、FVC）¹に不安定さと複雑さを与えている。

このような課題を解決するため農産物及びその加工品の生産現場から消費者までを結ぶ FVC の全体を俯瞰し、ボトルネックの解消へ取り組むことが、農業セクターの更なる開発に必要である。ASEAN 加盟諸国はこの点を重視し、それぞれが FVC 構築・強化に取り組んでおり、地域共同体である ASEAN の会議・事業を運営する ASEAN 事務局も、FVC 構築・強化を域内の食料安全保障及び持続的な開発におけるキーワードのひとつと認識し、その多くの政策文書において FVC に言及している²。

かかる状況を踏まえ ASEAN 共同体は、ASEAN 地域の FVC 構築・強化のための農業生産工程管理（Good Agricultural Practices : GAP）の推進、衛生植物検査（Sanitary and

¹ 「農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことで生み出される、食を基軸とする付加価値の連鎖」のこと。（農林水産省の定義による）

² 「Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016-2025)」、「Strategic Plan of Action on Food Security in the ASEAN Region (2015-2020)」、「ASEAN Integrated Food Security Framework and Strategic Plan of Action on Food Security (2021-2025)」等においてFVCに言及している。

Phytosanitary : SPS) 措置の強化、水産物生産工程管理 (Good Aquaculture Practices: GAqP) の促進と検査メカニズム、官民連携 (Public Private Partnership : PPP) を柱とした本事業を我が国政府へ要請した。なお、本事業は農水産物の生産から流通段階の能力強化を目的とし、ASEAN 加盟諸国の気候変動対策に係る「自国が決定する貢献 (NDC)」の各目標と矛盾はない。

(2) ASEAN に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は我が国の ASEAN 等に対する基本外交政策である「自由で開かれたインド太平洋構想 (FOIP)」における「経済的繁栄の追求（連結性、EPA/FTA³や投資協定を含む経済連携の強化）」に合致する。また本事業は、農林水産省が ASEAN と共に気候変動に対し持続的な農業・食料システム構築を目指す「日 ASEAN みどり協力プラン」において「ASEAN における持続可能な農業と食料システムのための ASEAN ガイドラインの実施に向けたその他の支援」として位置づけられており、2023 年 12 月の日本 ASEAN 特別首脳会議⁴においても言及されている。

また、本事業は JICA の課題別事業指針であるグローバルアジェンダ「農業・農村開発」における「FVC 構築・強化」クラスターの取組みに寄与するほか、SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

ASEAN を対象とする主な協力は以下の通り。

① オーストラリア政府

2022 年 12 月まで実施された「第 2 期 ASEAN-オーストラリア経済協力プログラム」において実施された GAP 等の農産物管理基準の相互認定協定及びその適合審査の多国間協定の確立に関する協力を実施している。

② ドイツ GIZ (Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit)

現在実施中の Agri Trade プロジェクト (2018-2023) は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象に、スマート技術に関するベストプラクティスの共有や ASEAN 基準の評価等を扱っている。民間企業を巻込む取組みに重点を置いた協力が特徴で、2023 年以降の協力延長も検討されている。

③ FAO (Food and Agriculture Organization)

農林業生産等の FVC 上流部分の政策形成支援の実績があり、ASEAN 事務局の能力強化や畜産分野の協力が多いこと等が特徴であり、政策形成支援の例として「2025 に向けた ASEAN ビジョン・戦略計画案」がある。また FAO アジア太平洋事務所は、我が国農林水産省からの拠出金を受け食品安全や植物防疫等の包括的な SPS 関連対策

³ EPAはEconomic Partnership Agreement（経済連携協定）、FTAはFree Trade Agreement（自由貿易協定）の略称

⁴ 詳細は「日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023」等を参照。

事業を長年実施しており、ASEAN を対象地域に含んでいる。

④ SEAFDEC (Southeast Asian Fisheries Development Center)

現在 ASEAN-SEAFDEC 漁業協議委員会のメカニズムを活用して、ASEAN-SEAFDEC 漁業プログラムや政策の協議、審査、承認を行っている。

⑤ 我が国農林水産省

ASEAN 事務局に対し、拠出金提供とプログラムコーディネーター派遣を実施し、以下の事業を支援している。

ア) 「アジア・アフリカ地域の農民組織の能力向上及び日本の食関連企業との連携支援事業」

イ) 「ASEAN の大学と連携した食産業人材育成促進事業」

ウ) 「日・アセアン連携による GAP 理解度向上推進事業」

また、関連して東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に対し「アセアン諸国等における持続的な食料システム構築分析事業」を通じ、農林水産省から専門家を派遣、経済・環境・社会面からの持続可能性に関する法制度や政策、阻害要因や課題特定と分析提言を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ASEAN 地域を対象に①各の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置の検討、②各で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力強化、③GAqP の実装に向けたガイドラインの作成、④PPP による FVC 振興を行うことにより、ASEAN FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進を図り、もって同 ASEAN での FVC 振興のための ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP 促進に係る提言報告書とガイドラインが ASEAN 加盟諸国の関係者に利用されることに寄与するもの。

(2) プロジェクト対象地域名

ASEAN 加盟諸国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

ASEAN 加盟諸国の分野作業部会 (Sectoral Working Group : SWG) に所属する農業省およびその他省庁の行政官、ASEAN 事務局 ASEAN 経済共同体⁵ 部門別開発局 食料・農林業課

最終受益者：

ASEAN 加盟諸国の消費者

(4) 総事業費（日本側） 約 5.3 億円

⁵ 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10カ国が域内のモノやサービスの自由化を進める枠組みであり、2015年末に発足。同枠組推進のため部門別開発局を設置。

(5) 事業実施期間

2024年1月～2027年1月（計36カ月）

(6) 事業実施体制

- ① ASEAN事務局 ASEAN経済共同体 部門別開発局 食料・農林業課（Food, Agriculture & Forestry Division, Sectoral Development Directorate, ASEAN Economic Community (AEC) Department, ASEAN Secretariat）

プロジェクトの意思決定を行うための窓口機関であり主たるカウンターパート機関である。各成果に関連するSWGとの連携を行う。またプロジェクト成果をとりまとめ、農林水産担当高級事務レベル会合（SOM-AMAF）へ報告を行う。

- ② 分野別作業部会に参画するASEAN加盟諸国の農業省等の行政機関

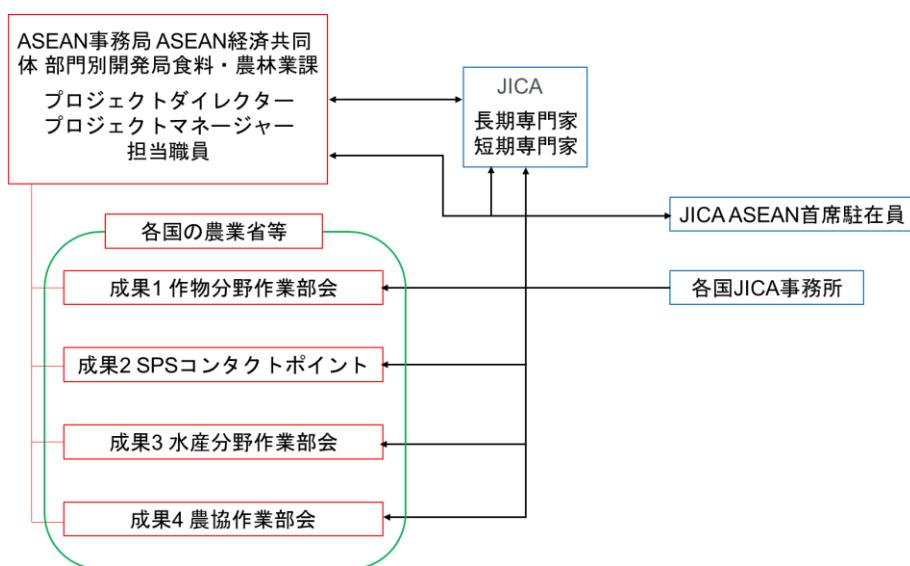
成果毎に分野別作業部会を通じ各国農業省等の行政官が研修およびワークショップに参加する。専門的な能力強化の対象およびガイドライン策定等のカウンターパートとなる。

成果1：ASEAN作物分野作業部会

成果2：ASEAN SPSコンタクトポイント

成果3：ASEAN水産分野作業部会

成果4：ASEAN農協作業部会



(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（直営派遣）（合計約70P/M）：チーフアドバイザー、国際機関連携／業務調整

専門家派遣（コンサルタント）（合計約90P/M）

GAP、SPS措置、GAqP、PPP、等

- ② 研修員受け入れ（GAP および SPS 措置）
- ③ 機材供与：計画なし
- ④ 在外事業強化費

2) ASEAN 側

- ① カウンターパートの配置
 - プロジェクトディレクター（ASEAN 事務局 ASEAN 経済共同体 部門別開発局 局長）
 - プロジェクトマネージャー（同局 食料・農林業課 課長補佐）
 - 関連する 4 つの分野作業部会のメンバー
- ② ASEAN 事務局内のプロジェクト事務所スペース

（8） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、ASEAN 地域で例えばベトナム「持続可能な農業開発のための食品安全検査・レファレンス機能・コンサルティング能力強化プロジェクト（2023～2026）」等、FVC に関する事業を実施しており、各プロジェクトの成果を本事業で紹介し共有することで相乗効果を目指す。また、農林水産省は「日・アセアン連携による GAP 理解度向上推進事業」が実施しており、ASEAN における日本発 GAP 認証（ASIA GAP）の理解度向上を図っている。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

オーストラリア政府支援により ASEAN GAP に関するガイドライン等の文書が多く作成されており、それらを適切にレビューしプロジェクトを進める。また先述の GIZ プロジェクトとは活動領域が近く、定期的な情報交換や相互乗り入れによる相乗効果発現を目指す。

（9） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類（C）
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されたためカテゴリ C に該当する。

2) 横断的事項：なし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜活動内容／分類理由＞

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかつたため。

(10) その他特記事項：民間企業との連携や取組みの有効活用により、事業目的の達成を図る。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ASEAN 地域での FVC 振興のための ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP 促進に係る提言報告書とガイドラインが ASEAN 加盟国の関係者に利用される

指標及び目標値：

- ASEAN 加盟諸国における ASEAN GAP 促進アクションプランが策定され、施行に移されていることが確認される
- NRL (National Reference Laboratory) の品質認証の向上、各国の NRL 間の技術交流・ネットワークの強化および具体的な活動の継続が確認される
- 各国で GAqP、水産物検査ガイドラインが活用される
- 好事例集の共有と活用、参考例に基づく民間連携事業の具体的な事例が確認される

(2) プロジェクト目標：ASEAN 地域での FVC 振興に向けた体制・環境づくりが促進される

指標及び目標値：

- ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP の促進のための提言報告書とガイドライン案が発表・承認され関係者間で共有される。

(3) 成果

成果1：各国の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置が検討される

指標及び目標値：

- GAP にかかる実施メカニズム、振興・普及状況、また ASEAN GAP との調和および各国 GAP の課題に関し調査報告書が作成される。
- ASEAN-GAP と各国の GAP 推進のためのアクションプログラムが作成される。

成果2：各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力が強化される

指標及び目標値：

- 分析ラボは、CODEX ガイドラインに従い、ISO 17025:2017 の要件に準拠して、選定された作物の残留農薬分析を行うことができる。
- FVC における SPS 措置の幅広い調和を達成し、強化された食品安全と品質基準を確保するための能力開発のための提言が策定される。

成果3：GAqP の促進と検査メカニズムに関するガイドラインおよび関連方針の作成により水産セクターにおける食の安全性が向上する

指標及び目標値：

- GAqP 促進のための報告書案が作成される。
- FVC の各段階における水産物検査ガイドライン案が作成される。

成果4：PPPによるFVC振興の戦略が検討される

指標及び目標値：

- 域内におけるFVC振興に係る好事例・教訓事例集が作成される。
- PPP振興の提言案が作成される。

(4) 主な活動

プロジェクト全体に係る活動：

- プロジェクト立ち上げ会議を開催する
- プロジェクトの枠組みの見直しと改訂を行う(プロジェクト開始6ヶ月後)
- プロジェクト成果の発表と提言・アクションプラン実現を検討するための最終セミナーを開催する

成果1に対応した活動：

- 各国GAPの推進状況、ASEAN GAPとの調和、他国と共有されるべき好事例について調査を行う。またカウンターパートと共同で各国GAP推進にかかるボトルネックを特定する
- カウンターパート間で分析および議論を通じASEANアクションプログラムのビジョン、戦略、アクションプログラム案が作成される
- 研修、パイロット活動および関連する活動を通じ活動1-2で作成された草案を精緻化する
- ASEAN GAPと各国のGAP推進のためのアクションプログラムを最終化する

成果2に対応した活動：

- 特に残留農薬の分析に課題のある国を対象に、ASEAN加盟諸国の農業省管轄下の分析ラボラトリーが食用作物の残留農薬分析を実施する上で、技術面および管理面の現状と直面している主な課題を特定する
- 農薬残留分析に関するASEAN域内の研修実施機関候補を評価する
- 後発ASEAN加盟国(CLMV)への支援を提供するための費用対効果の高い研修プログラムを設計し、地域協力を通じてさらなる調和を促進する
- CLMV向けに講義およびラボラトリーでのハンズオン研修を含む研修プログラムを企画して実施する。またその他のASEAN加盟諸国へ対し本邦研修を実施する。全加盟国向けにワークショップを開催し、ASEAN地域のSPS措置部門について調和を促進する。
- 分析ラボ間の比較、すなわち技能試験を実施して、食用作物中の残留農薬分析を実施する分析ラボの能力を評価する
- SPS措置を強化することを目標に、分析ラボの有効性を高め、国際基準への準拠を確保するための重要な手順を特定する

成果3に対応した活動：

- 3.1. ASEAN加盟諸国におけるコールドチェーン、GMP(Good Manufacturing Practice)、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) 等水産物の衛生管理システムの現状を把握し、情報を共有する
- 3.2. 研修モジュールと教材を準備し、コールドチェーン、GMP、HACCP 等 ASEAN のガイドラインの実施のための研修を行う
- 3.3. FVC の各段階における ASEAN の水産物検査ガイドラインを作成する
- 3.4. ASEAN GAqP の実施のための普及員向けおよび審査員向けの研修を行う

成果4に対応した活動：

- 4.1. 事例収集のための基準を設定する
- 4.2. 事例収集のための仕様書を作成する
- 4.3. 関係者間で 4.1 および 4.2 の結果について協議する
- 4.4. 民間セクター関係者を招き好事例・教訓事例を調査する
- 4.5. FVC に関する域内の PPP 促進のための提言文書案を作成する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ASEAN 加盟諸国がプロジェクト活動を実施するために各国からカウンターパートを配置することに合意する。

(2) 外部条件

- 対象国内での紛争や感染症拡大等により海外渡航が著しく制限されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ASEAN 地域の広域協力プロジェクトとして実施された「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」および「カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画」の教訓として、広域協力案件では調整業務の負担が大きくなるため、プロジェクトの運営方法の文書化、ツールを活用した情報共有等、各国間の業務のばらつきを緩和し業務負担の軽減を図る必要性が指摘された。本事業では、おもにインドネシア、日本、成果3に関連してタイの3か国間での情報共有が発生する見込みである。日本側では長期・短期専門家と主管部間での定期的なオンライン会議による進捗確認、情報発信のための web ページの整備等により、適時に情報共有、成果発信ができる体制を構築する。

7. 評価結果

本事業は、ASEAN 共同体の開発課題・開発政策並びに我が国の協力方針に合致し、①各国の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置の検討、②各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力強化、③GAqP の実装に向けたガイドラインの作成、④PPP による FVC 振興、通じて、ASEAN 地域での FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進に資するものであり、SDGs ゴール2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進す

る」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了3年後 事後評価

以上